

[国・地方公共団体等が試掘調査を依頼する場合]
当該調査の着手日時点で事業用地が私有地である場
合（用地買収の完了前に試掘調査を実施する場合
等）には本承諾書の提出が必要です。

[国・地方公共団体等が法94条第1項による発掘の通知を行なう場合]
事前協議の回答内容が「確認調査」または「発掘調査」で、当該調査の着
手日時点で事業用地が私有地である場合（用地買収の完了前に確認調査を
実施する場合等）には本承諾書の提出が必要です。

記入例

[承諾書様式]

令和 4 年 8 月 1 日

蔵王町教育委員会教育長 殿

土地所有者

住 所 刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地

氏名等 蔵王 太郎

印

発掘調査の承諾について

下記による私有地籍内における発掘調査の実施を承諾します。

なお、出土文化財について、発見地所有者としての権利を放棄します。

記

(1) 地籍名

刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地

(2) 調査期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

本承諾書は、出土文化財に対する遺失物法上の発見地所有者として
の権利を放棄することにあらかじめ同意いただくことで、文化財の
保存・活用を円滑に進めるためのものです。

「調査期間」は別途協議の上で決定しますので記入しないで下さい。